

## 神奈川大学法科大学院に対する認証評価（追評価）結果

### I 認証評価（追評価）結果

2008（平成 20）年度に本協会が実施した認証評価の結果において、貴大学法科大学院は、課程修了の要件の適切性（評価の視点 2－11）、法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置（評価の視点 3－6）に重大な問題を有すると判断した結果、本協会の法科大学院基準に適合していないと判定したが、追評価の結果、上記の問題事項が適切に改善されたと判断した。

その結果、先の認証評価とあわせて、本協会の法科大学院基準に適合していると認定する。

認定の期間は 2014（平成 26）年 3 月 31 日までとする。

### II 総 評

貴大学法科大学院（以下、貴法科大学院）は、「高度の専門性をもつ法曹となるために必要な深い学識と卓越した能力を培うこと」を理念・目的とし、教育および研究は「幅広い教養と高い倫理観に支えられた専門性の涵養を旨」として行い「多様化する地域社会に密着して市民生活を支援する」という教育目標を設定している。

本協会では、こうした貴法科大学院の理念・目的ならびに教育目標を踏まえ、2008（平成 20）年度に、法科大学院基準に基づき認証評価を行った。その結果、貴法科大学院は、課程修了の要件の適切性（評価の視点 2－11）、法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置（評価の視点 3－6）に重大な問題を有しており、本協会の法科大学院基準に適合していないと判定した。具体的には、①授業を 13 回で構成している点が大学設置基準第 23 条に照らし不適切である、②法律基本科目である刑事訴訟法について専任教員を欠いていることが法科大学院基準を満たさず不適切であると判断し、それぞれにつき、適切に改善するよう求めた。

本協会の認証評価結果を受けた後、貴法科大学院は、これらの課題を認識し、定期試験を含む授業回数を大学設置基準に合致した回数にすることおよび刑事訴訟法の専任教員の確保方策を教授会等で検討し、前者につき、2009（平成 21）年度から授業回数を半期 14 回および定期試験日 1 回の合計 15 回とする学年暦および時間割に変更し、後者につき、2010（平成 22）年度から貴大学法学部所属の准教授を学部と貴法科大学院の専任（兼担）教員（専門職大学院設置基準附則第 2 項）に任命することにより法律基本科目

の専任教員の欠員状態を解消し、それぞれにつき改善を図ってきた。これらの点については、貴法科大学院から提出された資料の検証により、適切に改善がなされたことが確認できた。

今後も、貴法科大学院が、前記の理念・目的ならびに教育目標の実現のために、不断の改善・改革に取り組むことを期待したい。

### Ⅲ 法科大学院基準の各項目における概評および提言

#### 1 教育内容・方法等

##### (1) 法科大学院基準の各評価の視点に関する概評

##### **2 - 11 課程修了の要件の適切性と履修上の負担への配慮**

2008（平成 20）年度の認証評価結果において、課程修了要件の適切性の観点から、授業を 13 回で構成している点について、大学院設置基準第 15 条が準用する大学設置基準第 23 条に照らし、不適切であると指摘した。

この点について、貴法科大学院は、2009（平成 21）年度より授業回数半期 14 回および定期試験日 1 回とすることを決定し、実際に 2009（平成 21）年度および 2010（平成 22）年度において、上記の授業回数を実施されているので、認証評価時点における前記設置基準の解釈によれば、適切な授業回数に改善されている（追評価改善報告書 3 頁、「2009（平成 21）年度大学院法務研究科学年暦および各種行事日程表」「2010（平成 22）年度大学院法務研究科学年暦および各種行事日程表」「2010 年度法務研究科時間割表」）。

ただし、大学設置基準第 23 条の現在の一般的解釈に従えば、定期試験を除き各授業科目の授業回数を 15 回とすることが望ましい。

##### (2) 提言

なし

### 3 学生の受け入れ

#### (1) 法科大学院基準の各評価の視点に関する概評

##### **3 - 6 法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置**

2008（平成 20）年度の認証評価結果において、法律基本科目である刑事訴訟法について専任教員を欠いていることは、法科大学院基準を満たさず、不適切であると指摘した。

この点について、貴法科大学院は、2009（平成 21）年度中に、専門職大学院設置基準附則第 2 項を適用して、法科大学院の刑事訴訟法担当専任教員として適格性が認められる法学部所属の准教授を専任教員に就任させることを決定し、これに基づく同准教授による授業が 2010（平成 22）年度から開始された。これにより、上記法律基本科目の専任教員の欠員状態は改善されている（追評価改善報告書 5 頁、『2010 年度法科大学院基礎データ』（「授業科目別専任教員数（法律基本科目）」「専任教員個別表」「教員個人調書」）、「2009 年度第 11 回神奈川大学大学院法務研究科委員会議事録」、「法学部教授会（第 9 回）議事録」、「2009（平成 21）年度第 10 回神奈川大学大学院委員会議事録」）。

ただし、専門職大学院設置基準附則第 2 項は、2013（平成 25）年度までの暫定的な措置を定めた規定であるので、将来的には、専任（兼担）教員に任命された教員の負担も考慮して、貴法科大学院において、当初の方針どおり、学部と法科大学院それぞれにつき刑事訴訟法担当の専任教員を任命し、専任（兼担）教員の状態を解消することが望ましい。

#### (2) 提言

なし